

ARIMASS 研究年報 査読規程

2015年12月22日制定
危機管理システム研究学会

(目的)

第1条 本規程は、危機管理システム研究学会(以下、「本学会」という。)が刊行する学会誌「ARIMASS 研究年報」(以下、「研究年報」という。)の編集ならびに査読および審査の業務を公正かつ効率的に推進するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(査読者の決定)

第2条 研究年報委員会の委員長(以下、「委員会委員長」という。)は、論文の論文要旨を参照して、査読に当たる査読者を選定する。1編の論文に対する査読者は原則として2名以上とする。

(査読手続き)

第3条 査読者は評価基準に従い、査読結果およびそれに至った判断理由を、所定の書式を用いて回答期日までに委員会委員長宛に報告する。

2. 査読にあたっては、次の査読方針により、理論的な貢献、研究方法、論文の体裁、発見事実、インプリケーションの観点から評価を行う。

有用性: 学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。

新規性: 論文として新規性および独創性がある。

厳密性: 構成が論理的であり、表現についても適切である。

3. 投稿原稿の評価基準は次の通りとする。

①	掲載可(研究論文・研究ノート)
②	修正後掲載可(研究論文・研究ノート)
③	修正後再査読
④	掲載不可

③の選択は、1回目の査読時に限る。

4. 査読にあたっては、「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には、積極的に採択する方向で検討する。

5. 査読結果として「修正後掲載可」とする場合には、執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。

6. 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。

7. 査読者は、確認できない内容や事実に関しては、執筆者に追加的な説明を求め

ることができ、査読者はその説明に基づいて評価を行う。

8. 再査読にあたっては、前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。

(掲載決定と原稿の修正)

第4条 研究年報委員会は、第3条第3項の査読結果に基づき、掲載原稿の決定を行う。

2. 掲載原稿の決定は、査読者の「全体を通じての論文の質に関する評価」の平均点が3点以上であることを条件とする。
3. 研究年報委員会は、原稿執筆者に対して、査読結果を通知するとともに、修正が必要な場合は、指定した期日までに、査読者の指摘事項につき修正するよう依頼する。
4. 第3条第3項②の場合、研究年報委員会が修正結果について確認し、必要に応じて査読者に意見を求めることができる。
5. 研究年報委員会が指定した期日までに修正原稿の返送がない場合は、投稿辞退とみなす。

(審査)

第5条 研究年報委員会は、報告論文、一般論文、資料および研究年報委員会が依頼した論文等に関して、審査者を選任し、審査を行う。

2. 審査は査読手続きに準じて行う。

(掲載数の制限)

第6条 査読者が掲載を可とする原稿が多数にのぼる場合は、研究年報委員会で調整することができる。

2. 論文の掲載は原則として投稿年度とするが、翌年度以降に掲載される場合もある。

(改廃)

第7条 本規定の改廃は研究年報委員会の過半数の賛成によって行い、常任理事会へ報告する。
